

令和5年12月19日(火)
鳥取県琴浦町総務課

職員の懲戒処分について

本日、12月19日(火)付で、本町職員を懲戒処分といたしました。

- 1 被処分者 商工観光課 主事 31歳
- 2 処分年月日 令和5年12月19日(火)
- 3 処分内容 懲戒免職

4 事案の概要

○被処分者は、琴浦町自然公園美化推進補助金等事務及び日韓友好資料館企画運営委員会事務(ともに通帳で会計を管理している事業)において、詐欺及び横領を行った。現時点で判明している被害額は下記のとおり。

事務事業名	被害額(合計)
①琴浦町自然公園美化推進補助金等事務(R2~R4)	884,199円
②日韓友好資料館企画運営委員会事務(R3・R4)	102,050円
①+②	986,249円

※①一向平、船上山周辺美化促進のための清掃や倒木処理(作業員に実施依頼して行う)

(負担割合:令和2・3年度:国(環境省)4分の1、鳥取県4分の1、琴浦町2分の1
令和4年度:琴浦町のみ)

②日韓友好資料館の活用促進イベント等を実施

(負担割合:鳥取県2分の1、琴浦町2分の1)

○詐欺・横領の過程において、被処分者は、通帳を勝手に持ち出し、物品の請求・領収書、作業員出役証明書、補助金実績報告書等の関係証憑書類を巧妙に偽造して、上司の決裁を受けないまま、一部または全部実施していない事業の補助金の交付を受ける等して、本来は作業員等へ支払うべき金銭を横領。

○上記一連の行為は、令和5年11月30日(木)に発表された琴浦町消防団員の横領事案を受け、商工観光課で行った通帳会計の執行状況確認調査の結果発覚したものの。

5 処分の理由

事案の概要にある各非違行為は、サービスの根本基準違反、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反、信用失墜行為の禁止違反並びに職務に専念する義務違反となるものであり、地方公務員法第29条第1項各号に該当する場合となっているため。

6 町長の給料の減額とその期間

10分の1に相当する額を1ヶ月減ずる条例案を議会上程する。

7 関係する上司の職にあった者への指導上の措置

(1) 措置内容

○商工観光課長 厳重注意

○前商工観光課長 厳重注意

(2) 措置年月日 令和5年12月19日

(3) 措置理由

琴浦町職員の懲戒処分等の指針における指導監督不適正に該当するが、2名が適正に指導を行っていた経緯、被処分者の非違行為の悪質性を考慮し、上記の措置を行った。

8 今後の対応

○作業実績及び賃金支払状況の確認と未払い部分の支払を実施。

○国・県との調整と被害額の返還・弁済。

○被害届提出については検討中。

9 再発防止策

○通帳管理については、通帳管理取扱い要領を制定し通帳及び金銭管理を徹底する。なお、当該業務に係る令和6年度以降の会計管理は、①琴浦町自然公園美化推進補助金については一般財源化を予定、②日韓友好資料館企画運営委員会については県に相談中。

○職員対象のコンプライアンス研修を実施する。

【本件についてのお問い合わせ】

琴浦町役場総務課 担当 山田

電話 0858-52-2111

ファクシミリ 0858-49-0000